



## 年金の意義

日本国憲法第25条第2項に「国は、すべての生活部面について、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と記されています。その理念に基づき、老齢になっても障害を持っても安定した生活を送り、更にそれが向上することができるよう、年金制度はつくられました。長い人生、個人の努力では対応しきれないリスクに対して、国民全体で保険料を出し合い、社会全体で支えていく仕組みが公的年金です。

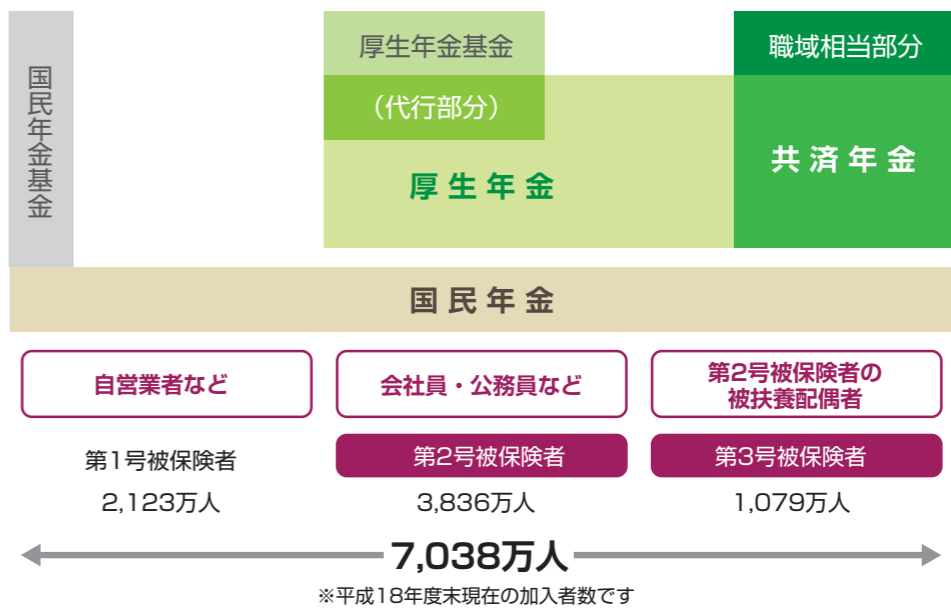
## 国民年金の加入者は3種類

第1号被保険者（自営業者、学生、アルバイト、無職の人など）  
本人が役場へ届出を行い、年金保険料を納付します。

第2号被保険者（会社員、公務員など）  
勤務先が届出を行い、保険料は給料から天引きされ、事業主が納付します。

第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）  
配偶者の勤務先が届出を行い、保険料は配偶者の加入する年金制度全体で負担します。

# 年金を知ろう



## “年金” Question

### 将来、公的年金制度は破綻してしまうのではないですか？

公的年金制度は、親の世代の年金を支える保険料を、納付する義務を果たした程度に応じて子どもの世代に支えてもらえるという世代間扶養の仕組みです。この国に人がいる限り、破綻することはありません。

### これからの世代は「払い損」になるのではないですか？

国民年金の老齢基礎年金は、1/2(平成21年度から)が国庫負担(税金)で賄われており、支払った保険料を上回る給付を受けられる計算となっています。厚生労働省の試算によると、20歳になった人でも、納めた保険料の1.7倍以上となります。

### 収入がなく保険料を納める余裕がないときはどうすればいいですか？

所得が一定額以下で保険料を納めることができない人は、保険料の免除制度をご利用ください。免除期間や猶予期間は、年金を受け取るために必要な25年間の期間に算入されるので、保険料を納めることが困難な場合は、必ず手続きをしてください。

### 親があなたをあなたを子どもが―世代間扶養

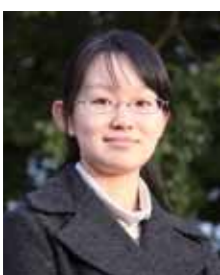
昭和36年に国民年金制度がスタートした時、月額保険料100円を40年間納付すると月額3,500円の年金を65歳から受けられる仕組みでした。現在の社会で、この月額で生活水準の保障ができるのかと考えると、この年金額では十分でないことは明らかです。実際には、基礎年金の水準は月額66,008円になっていますが、こうした社会経済の状況に応じた水準の確保が公的年金は可能なのです。

「老齢基礎年金」だけではありません。けがや事故で障害が残った場合には「障害基礎年金」が、加入者が亡くなった場合にも、その妻や子に「遺族基礎年金」が支給されます。

平成22年度の国民年金保険料月額額は、15,100円です。

平成22年4月～平成23年3月までの国民年金保険料の月額額は、年金制度の安定した運営を図るため、年金を支える力と給付のバランスを取るために、月440円引き上げ15,100円になります。

国民年金保険料はお支払い方法によって、お得な割引料金が設定されていて、1年度分を現金で前納すると、年間3,220円の割引になります。



西岡 夢さん(杉水)  
平成元年生まれ

### 先生になることと人の係わりを大事にすること

先生になるために大学の教育学部で勉強をしています。なぜ先生になりたいかと言うと、人と係わり合うことができる仕事でしたかったです。どんな人生でも恩師となる先生と会うことがあります。そんな人と係わっていくことができる仕事っていいなって思っています。

年金は、学生なので免除制度があります。毎月納付していただきます。自分が払わないこと、だれかの暮らしが大変になってしまふことは嫌です。二十歳になると自分のことは自分で責任を持たないといけないと思っています。とにかく先生になりたいと思っていますので、今は、いっぱい勉強したいです。



大塚 廉将さん(室)  
平成2年生まれ

### 小さいころからの夢と「人の役に立ちたい」という思い

菊池広域連合消防本部で消防士をやっています。小さいころからの夢が実現した消防士は「人の役に立ちたい」という夢をかなえてくれます。

年金は、定年してからもらえるというイメージがありませんでした。

まだまだ遠い話なので、あまり詳しくは分からないのですが、未納はいけないことだと思います。

二十歳になると自分の行動に責任が伴います。さらに人の役に立てる人間になるために今は救急救命士の資格を取りたいと思っています。資格を取ることが年金を納付すること、何かの役に立てるなと思います。